

年金記録確認函館地方第三者委員会（第99回）議事要旨

1 日 時 平成22年3月9日（火）13時30分から14時50分

2 場 所 年金記録確認函館地方第三者委員会（函館地方合同庁舎4階 委員会室）

3 出席者

（委員会）山崎委員長、石田委員、餌取委員、高田委員、外崎委員

（事務室）稻川室長、吉田次長、森田主任調査員、辻主任調査員ほか6名

4 議題

- (1) 申立人口頭意見陳述
- (2) 申立事案の受付状況
- (3) 申立事案の審議

5 会議経過

- (1) 年金記録確認函館地方第三者委員会事務手続要領に基づき、申立事案（厚生年金事案1件）について、申立人の口頭意見陳述を実施した。
- (2) 函館地方第三者委員会に対する年金記録に係る確認申立書の受付件数等について、事務室から説明があった（3月9日現在437件（うち、国民年金251件、厚生年金186件））。
- (3) 前回までの委員会で継続審議することとされた3件を含む6件の申立事案（国民年金事案2件、厚生年金事案4件）について審議を行った。

審議に当たっては、申立事案ごとに、厚生年金事案については、保険料控除の有無や加入実態などについて、関連資料や周辺事情を吟味し、申立てを認めるべきか、さらに調査すべき点があるか等について議論が行われた。

国民年金事案については、申立期間の長さ、申立期間前後の納付状況等の関連資料、周辺事情として何が存在しこれらをどのように評価すべきか、それらを総合的に考慮し、申立てを認めるべきか、さらに調査すべき点があるか等について議論が行われた。

6件のうち、2件については、記録の訂正の必要ないと判断した。

他の4件については、次回以降の委員会において審議を継続することとした。

- (4) 次回の委員会は、3月16日（火）13時30分から開催することを確認した。

〔文責：事務室
後日修正の可能性あり〕

年金記録確認函館地方第三者委員会（第100回）議事要旨

1 日 時 平成22年3月16日（火）13時30分から15時25分

2 場 所 年金記録確認函館地方第三者委員会（函館地方合同庁舎4階 委員会室）

3 出席者

（委員会）山崎委員長、石田委員、餌取委員、高田委員、外崎委員

（事務室）稻川室長、吉田次長、森田主任調査員、辻主任調査員ほか4名

4 議題

- (1) 申立事案の受付状況
- (2) 申立事案の審議

5 会議経過

(1) 函館地方第三者委員会に対する年金記録に係る確認申立書の受付件数等について、事務室から説明があった（3月16日現在438件（うち、国民年金252件、厚生年金186件））。

(2) 前回までの委員会で継続審議することとされた2件を含む5件の申立事案（国民年金事案1件、厚生年金事案4件）について審議を行った。

審議に当たっては、申立事案ごとに、厚生年金事案については、保険料控除の有無や加入実態などについて、関連資料や周辺事情を吟味し、申立てを認めるべきか、さらに調査すべき点があるか等について議論が行われた。

国民年金事案については、申立期間の長さ、申立期間前後の納付状況等の関連資料、周辺事情として何が存在しこれらをどのように評価すべきか、それらを総合的に考慮し、申立てを認めるべきか、さらに調査すべき点があるか等について議論が行われた。

5件のうち、1件については、記録の訂正が必要であるとのあっせん案を決定し、1件については、記録の訂正の必要ないと判断した。

その他の3件については、次回以降の委員会において審議を継続することとした。

- (3) 次回の委員会は、3月30日（火）13時30分から開催することを確認した。

〔文責：事務室
後日修正の可能性あり〕

年金記録確認函館地方第三者委員会（第101回）議事要旨

1 日 時 平成22年3月30日（火）13時30分から14時50分

2 場 所 年金記録確認函館地方第三者委員会（函館地方合同庁舎4階 委員会室）

3 出席者

（委員会）山崎委員長、石田委員、餌取委員、高田委員、外崎委員

（事務室）稻川室長、吉田次長、森田主任調査員、辻主任調査員ほか6名

4 議題

- (1) 申立事案の受付状況
- (2) 申立事案の審議

5 会議経過

(1) 函館地方第三者委員会に対する年金記録に係る確認申立書の受付件数等について、事務室から説明があった（3月30日現在438件（うち、国民年金252件、厚生年金186件））。

(2) 前回までの委員会で継続審議することとされた5件を含む8件の申立事案（国民年金事案4件、厚生年金事案4件）について審議を行った。

審議に当たっては、申立事案ごとに、厚生年金事案については、保険料控除の有無や加入実態などについて、関連資料や周辺事情を吟味し、申立てを認めるべきか、さらに調査すべき点があるか等について議論が行われた。

国民年金事案については、申立期間の長さ、申立期間前後の納付状況等の関連資料、周辺事情として何が存在しこれらをどのように評価すべきか、それらを総合的に考慮し、申立てを認めるべきか、さらに調査すべき点があるか等について議論が行われた。

8件のうち、1件については、記録の訂正が必要であるとのあっせん案を決定し、2件については、記録の訂正の必要ないと判断した。

その他の5件については、次回以降の委員会において審議を継続することとした。

(3) 次回の委員会は、4月6日（火）13時30分から開催することを確認した。

〔文責：事務室
後日修正の可能性あり〕